

平成 27 年 11 月 27 日

各位

大阪府枚方市招提田近一丁目 9 番地
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役社長 細川悦男
(コード番号：6277 東証第一部)
問合せ先 文書法務担当主査 橋本彰彦
(TEL. 072-855-2226)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条(取締役の責任免除)及び第 37 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役の責任免除) 第27条 1. (省 略) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役の責任免除) 第27条 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第37条 1. (省 略) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第37条 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年12月22日(火)
定款変更の効力発生日 平成27年12月22日(火)

以上